**別居に関する合意書**

野々村奈津美 様、野々村航靖 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

第一条

(夫)野々村元靖と(妻)野々村奈津美と(息子)野々村航靖(2018年10月6日生）は当分の間別居することとする。別居の理由と別居最長期間、妻と息子の転居先を以下に記す。

別居理由：夫の不貞行為のため

別居最長期間：3年間

転居先住所：

連絡先：

第二条

別居期間中、息子は妻において監護養育する。

第三条

夫、妻は別居後も、月に一回程度面会での話し合いの場を設けるものとして、面会での話し合いの場合は、事前連絡して日程調整したうえとする。また、意図的な音信不通をせずに 連絡を取り合うこととする。

第四条

月に二回程度、妻は、夫と息子との面会の場を設ける。

第五条

夫は妻と息子に対して、将来同居又は離婚するに至るまで、妻及び息子の生活費として以下を取り決めることとする。

振込開始日：2021年2月(振込日は毎月平日の20日限り、休日の場合は休日明けの平日)

①妻の振込金額と振込先：10万円/月　振込先：

②長男の振込金額と振込先：3万円/月　振込先：

尚、上記の生活費は夫、妻の収入により、夫と妻は相談のうえ金額調整できることとする。また、息子の進学費や教育費や事故又は病気等の特別な費用については妻と相談のうえ金額調整して振込することとする。

第六条

　2021年1月31日付の夫と妻の

第八条

夫はこれまでの妻子に対する精神的な暴力、暴言を・・・（省略）・・・よう努力するものとする。

第九条

夫は現在の住宅ローンを・・・（省略）・・・。このローンの支払いに関して、一切妻子に対して負担はかけないということを約束する。

第十条

住宅ローンの完済後、夫は住宅の所有権を・・・（省略）・・・。

第十一条

夫婦が将来離婚に至った場合、夫、妻ともに離婚に関する取り決めごとを公正証書に作成することに協力しなければならない。

以上の合意成立の証として、本合意書２通を作成し、各自１通を所持するものとする。

平成　　年　　月　　日

　　　　（夫）

　　　　（妻）